第 5048 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 8月 18日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## ☆ 上場新株予約権の評価

**Q**:上場新株予約権の評価方法が明らかになったそうですが、どのようになったのですか?

 $oldsymbol{A}$ :次のように評価することとなりました。 【解説】

さきごろ、国税庁から新株予約権無償割当 てによって株主に割り当てられた新株予約権 のうち、①金融商品取引所に上場されている もの及び②上場廃止後権利行使期間内にある ものを「上場新株予約権」と定義し、それぞ れの評価方法を明らかにしました。

①新株予約権が上場期間内にある場合

その新株予約権が上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格と上場期間中の新株予約権の毎日の最終価格の平均額のいずれか低い価額によって評価する(負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により主即した場合を除く)。ただし、最終価格がない場合は、課税時期前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格とする。

②上場廃止された新株予約権が権利行使期間 内にある場合

課税時期におけるその目的たる株式の価額から権利行使価額を控除した金額に、新株予約権1個の行使により取得できる株式数を乗じて計算した金額(マイナスのときはゼロ)によって評価する。ただし、発行法人が事前に定めた算定式に基づく価格により取得する旨の条項が付されている場合には、上記の金額と取得条項に基づく取得価格のいずれか低い金額によって評価する。







